

第3章 産業廃棄物に関する施策の方針

1. 基本的な考え方と取組方針

(1) 基本的な考え方

産業廃棄物は、排出した事業者の責任において適正に処理するように努めなければなりません。

県は、県内における産業廃棄物の発生・処理の状況を把握し、産業廃棄物の適正な処理が行われるように必要な施策を実施します。

なお、県民、事業者、廃棄物処理業者、市町村及び県は

- ・ 循環型社会の形成
- ・ 不適正処理対策の推進

の視点から、自らの役割を十分に理解し、連携・協働して取り組んでいきます。

(2) 取組方針

県は、県内における産業廃棄物の発生の抑制及び適正な処理の確保を図るために必要な施策を実施する責務を有します。

こうした責務を果たすため、本計画の基本的な考え方に基づき、次の方針により施策を推進します。

循環型社会の形成

○リサイクルの推進

各種リサイクル法の適正な運用や岐阜県リサイクル認定製品の利用の推進により、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を目指します。

○産業廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物の適正処理を徹底するための取組みや産業廃棄物の処理に対する理解を深める取組みを進めます。また、排出事業者及び処理業者の適正処理に向けた意識を高めるための取組みを進めます。

○有害廃棄物の適正処理の推進

「岐阜県PCB廃棄物処理計画」に基づいて、法定処理期限が迫っている高濃度PCB廃棄物の処理終了に向けた重点的な取組みを行うとともに、低濃度PCB廃棄物の処理を促進します。また、水銀廃棄物やアスベスト等の有害廃棄物の適正な処理を促進します。

不適正処理対策の推進

○不法投棄等の不適正処理対策の推進

不適正処理の未然防止、事案の早期発見・早期措置に向け、監視指導体制を一層強化します。

2. 産業廃棄物処理施設の設置に関する事項

(1) 「岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例」の運用

産業廃棄物処理施設を設置する際の事前の手続を定めるため、「岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例」を制定（平成21年3月30日公布、平成22年1月1日施行、以下「手続条例」という。）し、運用しています。

この条例は、事業者、関係住民に対して事業計画書の縦覧、説明会の実施など、事

業計画の周知を義務付けるとともに、関係住民が、事業計画に対する周辺地域の生活環境の保全上の意見を述べる手続、提出された意見に対する事業者の見解を周知する手続を定めており、事業者と関係住民は、お互いの立場を尊重し、これらの手続を重ねていくことで合意の形成に努めていくこととなります。

この条例が施行された平成22年1月1日から平成27年度末（平成28年3月31日）までの条例に基づく手続の実施状況は、表14のとおりです。手続条例に基づいて実施されている手続については、岐阜県公式ホームページにより情報を掲示し、透明性の確保を図っています。

今後も、処理施設を設置しようとする事業者と関係住民の合意の形成が透明性のある手順のもとで行われるよう、手続条例の適正な運用を行います。

表14 手続条例に基づく手続の実施状況（平成27年度末現在）

（単位：件）

年度	事業計画書 提出件数	手 続 実 施 中				手続終了		計画廃止
		計画書 審査中	周知 実施中	周知 終了	合計形成 の判断	周知 不要		
平成21年度	1	0				1	0	0
平成22年度	7	0				4	1	3
平成23年度	9	0				7	2	2
平成24年度	7	1	1			6	3	0
平成25年度	14	1	1			10	2	3
平成26年度	10	2	2			8	5	0
平成27年度	11	4	4			7	6	0
合計	59	8	8	0	0	43	19	8

（2）産業廃棄物処理施設の適正な設置のための施策

産業廃棄物処理施設の適正な設置のため、手続条例の適正な運用とあわせて、産業廃棄物の適正な処理を確保するための取組みや、産業廃棄物処理施設に対する県民の理解を促進するための取組みを継続して進めます。

今後も、主として中小の排出事業者を対象とした法令講習会や産業廃棄物処理業者を対象とした研修会への講師派遣を継続して実施します。また、産業廃棄物処理業者優良認定制度による優良認定の取得の促進など、優良事業者の育成に努めます。

また、処理業者等と連携して、産業廃棄物処理施設に対する県民の認識と理解を深めるための啓発活動を進めます。